

京都市消費生活条例の体系

第1章 総則

目的（第1条）
定義（第2条）
基本理念（第3条）
<消費者権>

①生命及び身体の安全が確保され、財産を侵害されない権利

②商品等の表示、計量、包装、広告、価格及び供給の適正化を求める権利

③不適正な取引行為により契約の締結等を強制されず、事業者に対し不適正な取引行為を行わないことを求める権利

④権利実現のため必要とされることを迅速かつ適切に知る権利

⑤権利を実現するため必要な教育を受ける権利

⑥消費生活に関する意見を消費生活施策及び事業者の事業に反映させることを求める権利

⑦権利が侵害されないよう必要な措置が講じられるとともに、権利が侵害された場合に、迅速かつ的確に救済される権利

<消費生活施策における重要な視点>

①食の安全の確保、環境への配慮
②高度情報通信社会の進展への対応
③食文化、始末の文化等京都固有の生活文化の尊重

第2章 消費生活基本計画（第10条）

第4章 消費生活審議会（第36条～第40条）

第5章 雜則（第41条）

第3章 消費者権の実現を図るための施策

第1節 生命及び身体の安全の確保並びに財産の保護（第11条～第13条）

危害防止勧告及び公表など

第2節 商品等の表示、計量、包装、広告、価格及び供給の適正化（第14条～第19条）

第3節 不適正な取引行為の防止（第20条～第22条）

不適正な取引行為の防止
(事業者の不適性な取引行為を禁止)
警察署等との連携など

第4節 消費者に対する情報の提供（第23条）

第5節 消費者教育の推進（第24条）

第6節 消費生活に関する意見の反映（第25条）

第7節 消費者権の侵害の発生又はその拡大の防止及びその侵害に対する救済（第26条～第31条）

緊急時の公表
助言、あっせん等の要求
調停など

第8節 雜則（第32条～第35条）

事業者に対する指導、勧告及び公表など

悪質商法でお困りのときは

市民生活センター

へ御相談ください。

Tel.(075)256-0800 〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階

●相談時間／午前9時～正午、午後1時～午後4時

●休館日／土、日、祝日、年末年始

○週末電話相談

〔土、日（年末年始除く）の緊急の相談については、下記のとおり電話で受け付けています。〕

午前10時～午後4時 Tel. (075)257-9002

文化市民局市民生活部市民総合相談課

京都市印刷物 第164417号



消費者を取り巻く環境の変化に対応するため、
京都市消費者保護条例を改正しました。

京都市消費生活条例

平成17年10月1日施行

条例改正の背景

京都市では、昭和50年に京都市消費者保護条例を制定し、市民の消費生活の安定及び向上を図ってきました。

その後、わたしたちのくらしは、近年の規制緩和や高度情報化の進展等により、豊かで便利になった反面、生活を脅かすいろいろな事件や消費者被害も増加し、その内容も複雑になる等、消費者を取り巻く環境も大きく変化しました。

これらに対応し、より充実した施策を推進するため、その拠り所である条例を全面的に改正しました。



京都市



100

古紙配合率100%再生紙を使用しています



PRINTED WITH SOYINK 大豆油インクを使用

